

第 9 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 9 月 2 6 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 1 2 分

【場 所】 本川村プラチナ交流センター大ホール

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 譲	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	(欠席) 岡田 桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	津野 加奈	

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

オブザーバー

教育長	教育長	教育長
浜田 啓	筒井 秀憲	山中 浩之
	教育次長	教育次長
	高橋 雅英	山中 節子

伊野町

森木 香帆	(1 0 月 1 日付異動に伴う事務局職員)
-------	--------------------------

傍聴人

1 2 人 (うち報道関係者 1 人)

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 9 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：協議会も、はや 9 回という回数を重ねた。協議会も県下で東西にいろいろとあるが、中央では高知市と、この協議会はいいい方向で進んでいること。

保健・福祉・医療の中の医療の面で、皆さま方も意識をしておられると思うが、最近、仁淀病院の院長の変更があり、その医師との話の中で医療の他に健康づくりという面にも力を入れていきたい。そして、吾北、本川の方にも出張診療所を開設したいといった意向を持っておられた。この院長なら仁淀病院を任せられるといった思いがあるので、この三つの合併町村におきましては、医療面ではかなり期待が、持てるのではないかと思う。つまり、高知医大と仁淀病院との連携、そして、仁淀病院と民間の診療所との連携を軸に、医療面では期待が持てるのではないかと確信していること。

また、受診をする機会については、現状では吾北、本川路線の場合には、北部交通であるとか、スクールバスであるとか、そういった運行手段を持っていると聞いているが、そういった手段についてはまた、話を進め報告したいと思っていること。本日の協議会では、教育関係も議題に入ってきた。将来を担ってただけの新しい「いの町」の教育であるので、十分、議論を重ねていただきたいと思いますなど、申し述べ開会の挨拶とする。

10月1日からの職員の異動に伴い事務局に派遣になる職員の自己紹介をお願いします。

森木香帆：10月1日付けで異動になり、今後皆さまには大変お世話になるのでよろしくをお願いします旨、申し述べ自己紹介とする。

(3 町村の普通会計と特別会計の比率についての報告)

会長：議題に先立ち、前回協議会で浜田孝介委員からご質問のあった、「新町建設計画策定に係る財政シミュレーションは普通会計ベースで策定をしたものだが、3町村の普通会計と特別会計の比率はどのようになっているか」というご質問に対して、事務局から報告を求める。

北川計画班員：財政シミュレーションの対象となる普通会計については、平成 14 年度の 3 町村合計の歳出額は、148 億 696 万 7 千円となっている。これに対して普通会計の範囲に含まれない特別会計の主なものとして、水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業などの会計があるが、3 町村合計の歳出額は 114 億 7,938 万 2 千円となっている。比率にすると普通会計 56.3% に対して、普通会計に含まれない特別会計は 43.7% となっている。

浜田孝介：了承。

(「心身障害者医療助成制度」を 3 町村全域に拡大して実施した場合の試算についての報告)

会長：続いて、もう 1 点ご質問のあっておった、各種福祉制度の取扱いのうち「心身障

害者医療助成制度」を3町村全域に拡大して実施した場合の試算について、事務局から報告を求める。

氏原事務局次長：現況では、伊野町では一般医療に約316万6千円、高齢者医療に699万3千円、計1,015万9千円がかかっている。これを3町村全域に拡大すれば、一般医療で38万1千円の増額、高齢者医療で262万3千円の増額、計300万4千円の増額の1,316万3千円と推計されている。

会長：事務局の報告について、質問はないか問う。

委員：なしの声

会長：なしと認める旨宣告。

【3 会議録署名委員の指名】

会長：伊藤^{いとう}隆^{たかしげ}茂君、伊東^{いとう}尚^{ひさたけ}毅君を指名し、願う。

【4 議題】

会長：本日の出席委員は、39名中1名の方から欠席の届け出があり、39名中38名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております。伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

《協議事項》

議長：協議事項に入る。

議長：協議第35号 公の施設の取扱いについてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

北川計画班員：公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設のこと、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例により定められている。

それぞれの項目について、3町村の現況を説明する。

訂正、追加事項として、3ページ「集会所」伊野町分「代八十集会所」を「大八十集会所」に、4ページ「商工関係施設」の伊野町分に「ギャラリーコパ」の追加をお願いします。

「3町村において現在保有している公の施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。公の施設の名称については、必要に応じ合併後調整する」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

曾我部義晴：3ページ「社会教育施設」につきお尋ねする。

本川村には「新郷土館」と「旧郷土館」があり、旧郷土館は明治100年事業で、村内外の方々からの貴重な浄財をいただき、展示をしている。新郷土館へ展示物を移した際に、旧郷土館に相当のものが残っておるのではないかとというふうに思う

が、その管理についてどのようにお考えか問う。

松本総務課長：相当な展示物も残っているので、補修もしながら管理をしていきたいと思っている。

曾我部義晴：この欄には、「新郷土館」しかないが、「旧郷土館」を追加しておかなくてよいか問う。

議長：事務局の方に、訂正をお願いする。

北川計画班員：3ページ「社会教育施設」の本川村欄に、正式名称は旧郷土館でなく、郷土館であるので、「郷土館」を追加する。

本山事務局長：条例改正をして「旧」という形ではないので、「郷土館」という形をお願いする旨、補足説明をする。

曾我部義晴：住民から貴重なものをお預かりしているので、新しい町に引き継ぐにあたり十分な管理をお願いしたい。

4ページ、公営住宅の名称で、本川村欄に同じものがたくさん記載されているが、区別が付くように明文化しておく必要はないか問う。

本山事務局長：公の施設について、合併に向けて名称どおり位置づけるかどうかは、事務段階の中で位置づけをさせていただきたいと考えている。一応こういう施設があるということでご理解いただけたらと思う。

曾我部義晴：私はこのままのものをそのまま新町へ引き継ぐと考え方でいたが、その辺はまた別に話をかえて事務局でやるということか。

本山事務局長：協議会の事務局という意味合いではなしに、新しい町の管轄する事務局で、名称等についての検討を加えていくという意味である。

条例改正をしていかなければいけないことが出てくるので、その中で明確に表現をしていきたいというふうに考えている。今回地番を入れておくとか、明確にしておけば良かったが、条例を調整する段階で調整したいと考えている。

議長：名称の後に小字等を付けたほうがわかりやすければ、括弧書きで付け加えてはどうか、事務局に問う。

本山事務局長：手持ちの資料ではわからないので、調整して、後日報告させていただきたい。

議長：手持ちの資料では、小字がわからないが、ただ、団地個数としてはこれで間違いはないようなので、その後の位置づけとしては、事務局の方に任せていただけてよろしいか。

曾我部義晴：新町に引き継ぐ際に、明文化しておいてほしいということである旨述べ承。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第35号 公の施設の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第36号 学校教育関係の取扱いについて〔協定項目第23-15号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

天野推進班長：「教育表彰」については、本川村のみの該当で、村内で回覧文書をまわしまして、推薦者から推薦書の提出を願うが、実績としましては、あまり提出はされていない。

「学校給食」について、給食を実施しているのは、伊野町・本川村で、伊野町は、ほとんどが単独校方式であるが、一部小規模校には他の学校からの配送を行っている。本川村は小・中1校ずつで、中学校の調理室で一括して作っている。吾北村は、ミルク給食のみの実施で、3町村のバランス等考えると、合併後は完全給食の実施が待たれるが、施設の整備費、調理員の人件費等、財政面での負担が非常に大きなものとなるため、新町の建設計画と共に、十分な検討が必要であると思われる。

「修学旅行助成事業」について、これは、修学旅行に参加されるご家庭の負担軽減のために行っている事業で、対象は本川村のみである。本川村の場合、児童、生徒の人数が少ない分、一人当たりの経費負担がかかるため、修学旅行も2年に1回の隔年で実施をし、2学年合同で行くようにしているが、個人負担金額の負担増となっているのが現状。合併後の各地域の学校によって、負担金が著しく違うのは好ましくない事であるが、修学旅行に関しては、新町・いの町の小中学校となったおりには、日程を調整し、伊野・吾北・本川地区の小規模校を集めて、いの町連合修学旅行の計画も可能となり、経費負担の是正も図られ、また、今までに無い、他地域の学校の子も同士の交流も図られると、合併による一つの効果としても挙げられるのではないかと期待する。

「奨学金貸付事業」について、吾北村のみの事業で、吾北村奨学資金貸付基金の運用で行われている。基金は新町に引き継がれるので、新町に移行後は、新町全体の学生さんを対象に事業が適用されることが可能になるかと思う。

「国際理解教育事業」について、事業の中身として、派遣事業、受入事業、交流事業の3つを挙げている。

まず、派遣事業について、これは伊野町では実施されていないが、吾北・本川では中学生が、夏休み期間中にオーストラリアに体験留学をしている。吾北・本川での相違点は、吾北では毎年行われているが、本川村では修学旅行と同様、隔年での実施になっていること。吾北村では希望者のうちから選考により、人数を限定しているが、本川村では希望者全員が対象になることの2点である。吾北村のように派遣人数を限定すれば、新町に移行後も継続は可能ではないかと思われる。

留学生受入事業について、現在は吾北村のみの事業であるが、ホームステイの受入先を探すなどやや難しい点もあるようである。

国際交流事業は、ALTや担当教員が交流を行っているもので、現在は、吾北・吾川・池川・仁淀の4ヶ町村で行っているが、伊野・本川の担当者も加われば、より広域的な取組が可能となると思われる。

「ヘルメット購入補助事業」について、これは、伊野・吾北ともに通学用に自転車に乗っている生徒さんの、ヘルメット代の補助をしているもので、生徒の安全確保と、保護者の負担軽減のための事業である。引き続き実施する方向だが、補助割合に相違があり調整が必要。

「教育相談員事業」について、これは、吾北・本川ともに現在は不在となっており、合併時には、伊野町の相談員さんに吾北・本川地区についても受け持ってもらえればと考えている。

「心の教室相談員事業」については、県の委託事業として伊野町の2中学校で行っている。

「ALT派遣事業」について、各町村とも中学校に1～2名の配置となっているが、活動の場は、中学校に限らず、管内の小学校・幼稚園・保育所にも出張して授業を行っている。活動範囲は広く、新町に移行後もそれは変わらないものと思われる。

「スクールカウンセラー事業」について、これは、県の配置事業により希望の学校へ派遣していただく事業である。

「教育指導員事業」は、伊野町のみで、現在2名の方に指導をお願いしている。

「幼稚園就園援助」について、吾北村のみ2時間の時間延長が挙げられており、3町村とも挙げられているのが、授業料の減額・免除で、どの町村とも、低所得者層の経済的負担軽減を目的に行われているものであるが、減免金額・対象者には相違がある。

「公立幼稚園運営」について、本川村の2つの幼稚園については、小学校統合に関連して、14年度より休園しており、実質的には運営はされていない。今現在運営されている伊野町・吾北村の授業料には、若干の相違がある。

「中学校職場体験学習」について、これは中学生の皆さんが、地域の方々のご協力のもと、3日間ぐらい、各職場で仕事の手伝いをさせていただき体験学習である。吾北村の中学校では行われていないので、今後は調整が必要かと思われる。

「中学校寄宿舎管理運営」について、これは本川村の「みどり寮」のみである。村内に3つあった中学校が統合される際、全寮制としてスタートし、その後、希望する生徒が入寮するようになったが、今現在は本川中学校の生徒全員が、共同生活をし、他の学校にない生徒同士の連帯感も生まれている。

「本川中学校山村留学」について、これは、生徒数の減少に伴う様々な問題に対処するために導入した制度で、平成14年度より始めている。現在の留学生は、全校生徒の半分を占める10名で、山の自然あふれる本川村での生活を希望して、東は埼玉県、南は沖縄県からもやってきている。

「吾北分校新入生授業料補助」について、この補助は、吾北村在住に限らず、村外でも吾北分校の新入生であれば全員が対象となる。

「教育研究所」については、各町村に相違があり、三者三様の現状である。まず伊野町では独自に設置をしており、吾北村では該当なく、本川村は嶺北広域行政事務組合に加入している5ヶ町村合同での設置をしている。

「適応指導教室」について、伊野町のみで設置で、最近増加の傾向にある不登校のお子さん方の受け皿として、専門的な知識を持った指導者の方が、カウンセリングを行うこと等により、自立への支援を行っている。

「プール開放」は、夏季休業中のプールの監視等についてであるが、各町村ともPTAの協力も得て、監視員を確保し、子供達が安全に泳げるように努めている。その際支出されるお金の支出科目の相違や支出される金額に各町村でかなりの相違があるが、これらの調整には、これまでの経緯や、地域の実状等を十分に考慮することも大事と思われる。

「休校管理」は、近年の児童・生徒数の減少に伴い、各町村とも休校中の学校があるが、廃校にしているわけではなく、各校共に地域の方々に委託をするなりして、管理を行っている。その金額や、支払い方法には相違があり、今後は調整が必要と

思われる。

「地域教育推進事業」について、各町村ともその地域ならではの、その地域の特色を生かした様々な事業を展開してきており、これは合併後も引き継がれ、地域ぐるみで新町の次代を担う子供達の育成に、住民の皆さんも携わっていってくださることを願っている。

学校教育事業については、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることが必要である、という留意事項とこれまでの現況をふまえ、

教育表彰については、新町において検討する。

学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整する。

修学旅行助成事業については、事前に調整のうえ、合併後検討する。

奨学金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

国際理解教育事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、派遣・交流事業は合併後調整し、受入事業は合併後検討する。

ヘルメット購入補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

教育相談員事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併時統合する。

心の教室相談員事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

A L T 派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

スクールカウンセラー事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

教育指導員事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

幼稚園就園援助については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

公立幼稚園運営については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

中学校職場体験学習については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

中学校寄宿舎管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

本川中学校山村留学については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

吾北分校新入生授業料補助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

教育研究所については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。

適応指導教室については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

プール開放については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

休校管理については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

地域教育推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

浜田孝介：合併は、できるだけ効率化を図り、より優先順位の高い事業に、人的及び財的な資源を投入しなければならないのは、当然のことである。また、対等合併であるということを考えれば必要な事項については、可能な限りレベルを合わせるというのが合併にとっては必要であろうというふうに考えている。こういう観点から、確認も含め4点について質問、意見を述べる。

学校給食について、事務局の説明では、設備、人件費、その他費用がかなりかさむ問題なので、当面は、今のままでスタートして、合併後必要に応じて調整する、という調整方針になっているが、学校給食については、スタート段階から統一していくべきでないかと考える。設備、費用がかかるわけなので、すぐできなければ可

及的速やかに統一するという意志を持って望むべきでないかと思う。

同じような給食形態を持っている伊野町と本川村については、学校給食の単価は、統一すべきであると思う。

奨学資金貸付事業について、調整方針は、「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」となっており、確認であるが、合併後は奨学資金制度を全町に拡大して統一するという理解でよいか。

国際理解教育事業について、これは今すぐ効果が出るかどうかは別として、やはり、グローバル社会において、外国を視野においてこれからの社会が進んでいく、特に若者については、こういう形で外を少しでも見てみるということは非常に重要なことだと思う。そういう意味からして、この派遣事業については、内容について費用もかかることで調整は必要だと思うが、速やかにスタート時からこういう方式で統一してやるということを検討すべきではないか。受け入れ事業については、ホームステイの受け入れの問題もあるということなので、合併後検討するとしても、せっかくいい制度を2つの村で実施しているわけなので、これは内容に若干の変更を加えざるを得ないと思うが、合併時、将来の新町を背負ってもらう若者にグローバル感覚を持っていただくと、必ず将来に成果が表れると思うので及的速やかに、合併時からスタートさせるべきではないかというふうに考えているので、そういう観点から意見を述べる。

休校管理について、目的が「休校中の学校について、有効利用と適正管理を図る。」ということで、適正な管理は非常によくなされていると思うが、有効利用についてこれは地域の活性化につながると思うので、我々を含めて考えていくべきではないかということ強く主張をしておきたいと思う。

天野推進班長： 奨学資金貸付事業についてと 国際理解教育事業についてのみ事務局の方から回答させていただき、 学校給食と 休校管理については、教育長がおいでくださっているのですからの方からお答えさせていただきたいと思う。

奨学資金貸付事業については、浜田委員さんのお考えのとおり全町に拡大して奨学資金の貸し付けが行われるということである。

国際理解の派遣事業については、分科会並びに専門部会でもかなり話が出ており、分科会の方でも引き続き調整を加えてやっていきたいという方向で認識はしているので、ご理解いただきたい。

補足説明であるが、この事業については、夏休み期間中の研修であるため合併年度は終了しており、平成17年度からのスタートになるが、これは統一して行きたいという考えである。

会長（議長）：私の方から学校給食について、少し話をさせていただきたいと思う。

学校給食については、3町村の小規模校の完全給食は実施すべきであると考えている。給食費については、統一すべきであろうと思うが、地産地消といった向きもあるのでできるだけ統一できるようなかっこうで行って参りたいと思っている。

完全給食を行うことに、吾北村そのものが給食ができる状態ではないので、すぐに吾北村ができるかというとなると難しくなるが、財政のシミュレーションの中で、給食センターを設置してそこから配送するといった視野も入れているので、給食センターの方で給食は賄っていきたくて考えている。

筒井教育長（吾北村）：休校中の学校の管理については、吾北村の場合の有効利用とし

ては、地域の集会の施設にもなっており地域で活用してもらっている。休校中の学校のプールについても、地域に開放して利用できるようになっている。

今後も地域の皆さん方と検討して進めていきたいと考えている。

山中教育長（本川村）：夏休み期間中は、プール等の活用は、吾北村と同じような活用をしている。体育館、校舎については地域の住民の方に開放をするということで活用している。また、校舎の利活用については、各部落長さんに何か名案はないかと投げかけもしているところである。夏場に登山大会等あれば、学校施設をキャンプサイトとして使わせてほしいとかいうこともある。

しかしながら、今後、社会福祉施設との転用ということも考えていく必要があると思うが、それぞれ補助金、或いは起債等の問題もあるので当面は今の状態の中での活用になると思う。

給食の件については、やはり単価については統一すべきであろうと、会長もおっしゃたが、私としてもやはりそういう形であろうと考えてはいるが、本川村の場合、地域の食材を使っただけの給食ということもやっているの、そうすると若干統一できない点も残ろうかと思う。

浜田教育長（伊野町）：休校中の活用については、基本的に両村と同様である。

少し別の観点から休校のあり方についてご理解いただきたい。休校措置ということについて、財政的に見ると地方交付税の問題がある。中学校であると1中学校に1千万円ほど交付税がある。そういう財政的観点での休校のあり方ということも考えておく必要があると思う。今の国の財政状況にも鑑みながら財政的分野からも慎重に考えて行かなくてはならないと思っている。

また、補助金や起債の絡みもあり、どうしても償還であるとか補助金のくくりの中で制限があるので、規制緩和の動きも出てはいるが、やはり地域の方々との連携を取りながら、制度的な手続き等も踏まえながら、今後、休校のあり方を考えて行かなくてはならないと思っている。

浜田孝介：学校給食について、合併のいい面が出てくるのではないかなと思うが、今のお答えの中で、地域の食材を使っているという話があったが、今は本川、吾北、伊野とそれぞれに地域の食材を売っているが、合併したら伊野町の食材になってレベルが合ってくると思う。その意味で非常にいい合併効果が生まれると思う。そういうことを考えれば1食あたりの給食費については、どこで食べても地産地消の食材であるので給食費のレベルを合わすべきであると思う。

学校管理については、補助金、起債の問題が絡んでくるのですぐには難しいことは理解できる。地方交付税にしても今までのようにはいかないと思うので、長期の流れも視野に入れた取り組みをしていく必要があるというふうに思う。

長期の面でなくても、私がとりあえず言いたかったのは、休校になっている学校の目的に反しない限りで、どんどん利用していただきたいという思いで質問させていただいたが、結構利用されているということがわかったので、そちらの方は結構だと再認識をした。

会長（議長）：給食費については、浜田委員のおっしゃられるとおり可能な限り一緒にしていきたいという思いである。

中平一三：浜田委員の意見に楯突くわけではないが、伊野で購入した品物と本川で購入した品物との単価が違っているということは、学校給食のみならず住民生活にも何

パーセントかの苦しい生活であるということを確認していただきたいと思う。

会長（議長）：そういった面も検討しながらできるだけ額を統一するようにしていきたいと思う。

議長：午後 3 時 0 4 分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後 3 時 1 5 分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

黒石利武：浜田委員の質問に対して、会長、教育長の方からお話もお伺いしたところだが、学校給食は、数十年、PTAからも要望していたが未だ実施されていない現状である。職場体験学習が吾北村で実施されていない原因の一つには、小学校の時代から学校給食を実施してこなかった、そういった認識が十分でないということから職場体験学習をもできないというような現状であるかもしれない。

そこで、今、食に対する文化とか生産とか安全教育が、人格形成や大きいことを言えば、人類の存亡にまで影響するような大きな問題として取り上げられている。

こういった時に、今まで吾北村から卒業していった生徒たちに、この重要な教育が実施されていなかった。給食を通じて人間形成の教育が十分でなかったということについて、私個人として申し訳ないと断腸の思いがしていると言っても過言ではないと思っている。

今回の町村合併によって学校給食はスケールメリットの意味からも最も効果のある要素の一つではないかと思っている。

17ページの「施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることが必要である」という留意事項については、全くそのとおりであると思うが、調整方針案「学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整する。」とあるが、私は、学校給食が人間形成その他あらゆる範囲で絶対に必要な項目であると確信をしているので、調整方針案をもっと具体的に前向きな記載にできないか、つまりやるという方向の明示をどうしても今回の合併協議会で審議していただきたい。

議長：黒石委員から調整方針案の「学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整する。」の「必要に応じて調整する」を「合併後、調整する」というご意見があったが、私が先ほど少し申したように、財政シミュレーションで給食センターを設置していく計画をしている。それまでの間、合併した時には、例えば伊野の小学校で吾北分を作るとか、本川で作った分を吾北に配送するとか、そういったことで給食担当の職員が、すぐには必要でないのではないかという思いであるので、この「合併後、必要に応じて調整する」ということでなくして、「合併後、調整する」ということで方針案を変更してはどうかと思うが、事務局はどうか問う。

本山事務局長：教育長の方がよろしければよい。

議長：教育長どうか問う。

筒井教育長（吾北村）：会長がおっしゃられたとおりでよい。

議長：黒石委員からのご意見に対して、教育長の方から返事があったが、そのことについては、何かご意見はないか問う。

委員：なしの声

議長：ご意見がないようなので、調整方針案の変更をさせていただきたいと思う。

長崎謙：どうして今まで給食ができなかったか、ちょっとお尋ねしたい。

議長：あまり深入りしてもいけないので、合併後はやろうという方向でいっているので、ご了承願いたい。

岡健市：学校給食の始まりは、終戦後、ミルクで始まった。

今後、購入単価の違いは一括して購入することで解決できるのではないかと、また、休校中の学校の利活用もできはしないかと、3町村が集まって検討すればいろんな知恵も出るのではないかとと思う。

議長：ご意見として承る。他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は一部修正し同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第36号 学校教育関係の取扱いについては一部修正し同意された旨宣告する。

議長：協議第37号 社会教育関係の取扱いについて〔協定項目第23-16号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：社会教育について、「社会教育」とは、法律では、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいうと定義されている。

社会教育委員及び社会教育指導員について、教育委員については、3町村ともに「社会教育法の規定により、社会教育委員を置く」とし、委員の人数及び任期の期間等に相違があるが設置されている。

指導員については、3町村とも「社会教育の一層の振興を図る」ことを目的に任命しているが、選任規定・再任規定・勤務状況に相違がある。この2つについては、先月の協議会の「その他非常勤の特別職の身分の取扱い」で協議しているので本日の協議は省略させていただく。

成人式について、3町村において実施しているが、伊野町・吾北村では町村民及び町村出身者を対象者とし、本川村では村内小中学校卒業生、在住者及び在勤者を対象としている点や、式典方法、費用額等に相違がある。

家庭教育事業については、伊野町では家庭での子育ての在り方やしつけを学ぶなかで、地域社会の一員としての意識や連帯感を持てるよう支援する目的で、吾北村・本川村では地域教育推進協議会と協力しながら家庭・地域教育力の再生と向上に努めることを目的に各種事業を実施している。事業内容については、3町村においてそれぞれ独自の事業を展開している。

各種講座の開催については、生涯学習の推進を目的に3町村に於いて各種事業を実施している。

校庭開放児童会については、伊野町のみで、学校運営に支障のない範囲で、校庭その他の学校施設を開放し、児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後臨時職員が昼間両親が不在の家庭、主として低学年の児童を対象に事業を実施している。

スポーツの体育会については、伊野町では、町民の健康を増進するとともに、各種大会を通じて好ましい人間関係をつくり、明るい地域社会の建設と青少年の健全な育成を図ることを、吾北村では村民の競技力向上やスポーツの振興をめざすことを、本川村では村民のスポーツ振興と体位の向上及び健康推進を図り、明るく豊かな生活に資することをそれぞれ目的として各種スポーツ事業を実施している。

体育指導委員会については、3町村ともスポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行うことを目的に、各町村の教育委員会より委嘱され活動をしている。委員数、報酬等において相違がある。

スポーツ少年団については、伊野町では、スポーツの振興と住民のスポーツ活動の促進や、団体の組織への育成及び指導助言を行うことを、吾北村では、社会体育の健全なる普及及び村民の体力づくりを行うことを目的に組織されている。本川村では組織されていない。

社会体育施設運営・維持管理業務については、伊野町では伊野町体育館・伊野町総合運動場野球場・テニスコートの、吾北村では村民体育館・村民運動場の運営・維持管理業務を行っており、本川村では全ての体育施設は学校で管理している。

スポーツ教室・講習会については、伊野町・吾北村のみで実施しており、健康づくりとスポーツの振興を目的に各種事業を展開している。

各種スポーツ大会については、伊野町では、スポーツを通じて町民の健康増進と親睦を図ることを目的とし、吾北村・本川村では、村民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力・健康づくりを図り、健康で明るい生活の向上を念願するため、各種スポーツ大会を実施している。

町村立学校体育施設開放については、3町村において、学校教育に支障のない範囲で町村立学校の体育施設を地域住民に開放することによって、社会体育の普及や生涯スポーツの普及及び振興を図ることを目的とし事業を実施している。開放日時等や事務手順及び手続きについて相違がある。また、3町村とも使用料の免除規定がある。

文化振興の文化祭については、伊野町・吾北村においては、生涯学習活動での成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を町内外に向けてアピールすることを目的として開催しており、本川村では、文化推進協議会の絵画・書芸等部会の作品の発表機会として開催している。3町村において、開催日や内容について相違がある。

文化協会については、3町村において組織されているが、会費や事業内容に相違がある。

文化財の指定については、3町村それぞれの歴史・文化を知るうえで貴重な文化財を保護するため、所有者の指定申請・同意に基づき、教育委員会が指定保護の妥当性について文化財保護審議会に意見を聞き、建議を受けて指定している。

文化財の解除については、保護文化財としての価値を失った場合、その他特殊な理由が生じた場合、教育委員会が分科審議委員会に意見を聞き建議を受け所有者への解除・告示を行っている。

文化財調査・保護業務については、3町村とも指定文化財について、所有者の報告・依頼・教育委員会事務局の調査・状況把握により、適宜所有者へ保安・保存・修復など管理指導を行っている。

歴史民俗資料館運營業務については、本川村のみで「本川村新郷土館」の運営で、民俗民具資料が約200点ほど展示されている。

各種団体の青年団活動については、町村内在住の青年が学習、文化、体育、レクリエーション、社会奉仕等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい町村づくりに貢献することを目的に各町村内において幅広く地域に根ざした活動を展開している。

P T A 連合会については、3町村において組織され、それぞれが学校教育・社会教育関係に関する活動を展開している。

婦人会活動については、伊野町では、会員相互の交流と親睦を図り、更に伊野地区婦人会員の資質の向上に努め生活と地位の向上を図ることを、吾北村では、村内在住・在勤等の女性が学習、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等の活動に参加して会員相互の研修と親睦を図り、よりよい村づくりに貢献することを、本川村では、各地区婦人会の連絡調整を図り、その活動を助長すると共に、婦人の教養を高め、生活の地位の向上を図りながら、社会の発展に寄与することを目的としてそれぞれ活動を展開している。

子ども会連合会については、伊野町と吾北村で、子どもたちの健全育成のための活動を行うことを目的に組織され各種事業を展開している。

青少年育成の少年育成センター補導事業については、伊野町と吾北村で、少年問題を取り扱う関係機関及び団体相互の緊密な連絡調整を図り、少年の健全な育成、指導を総合的かつ効果的に行うことを目的として、補導等事業を実施している。

少年育成センター運営審議会についても伊野町と吾北村のみで、センターの効果的な運営を図ることを目的に設置されている。

青少年育成町・村民会議については、青少年の健全育成を目的に3町村において組織されており、活動内容については3町村において相違がある。

子ども会育成指導者会については、伊野町のみで、子どもたちの健全育成のため、子ども会育成者及び指導者の連絡調整を図り、相互の研修に努めることを目的に組織されており、各種研修会を開催している。

公民館運営審議会については、3町村において、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議することを目的に設置されている。

公民館運営管理業務については、3町村において条例を制定して運営管理を行っている。

留意事項を説明する。

社会教育関係について

- ・成人式は、合併時統合する。
- ・校庭開放児童会は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ・その他の社会教育関係については、合併後策定する。

スポーツ関係について団体及び大会・教室・講習会等において統合できるものについては、合併後速やかに統合するよう調整し、独自のものについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。

文化振興関係について

- ・文化祭は、合併後調整する。
- ・文化協会は、合併後統合する。

文化財関係については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

各種団体関係については、合併後統合するよう調整する。

青少年育成関係については、合併時統合する。

公民館運営管理業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：運営審議会について、青少年育成センター運営審議会と公民館運営審議会がある。青少年育成センター運営審議会については、教育委員会が任命するものなので、教育委員会が1本化されるので、この審議会も一つになると思うが、この審議会が教育委員会の諮問に答えるということと、委員会の運営について意見を述べるという2つの大きな役目がある。そういう意味で、各地域の審議員を集めるのかどうか確認の意味で問う。

公民館運営審議会についても同様の趣旨で問う。

公民館運営管理業務について、調整方針案の中では、「公民館運営管理業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。」ということになっているが、利用側にたつと広域利用が可能になると考えるが、申請の仕方や使用料に相違があるが、利用する側にたつてできるだけ統一をするように検討していただきたいが、この調整方針案では、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とだけ記載されているので、特に利用者側にたち、統一化できるものについては是非統一していただきたいと思っているが、どのような検討をされているかお伺いしたい。

氏原事務局次長：運営審議会については、分科会及び専門部会の方では、1本化ということで調整されている。

使用料、利用料金等については、それぞれの条例で使用料、条件が異なっているので、現行のとおり引き継いでいくということである。ただ、申請書等の書類等については、統一すべきであるというふうに考えている。

その他不足の点については、教育長さんの方からお願いしたい。

議長：教育長の方から、補足説明があるか問う。

教育長：なしの声

浜田孝介：少なくとも申請のフォーマットなどは統一すべきと思っているので、統一できるものは統一する方向で検討をお願いしたい。

畑山博行：この件にはいるかどうかわからないが、伊野町には、名誉町民に平井康三郎さんという亡くなられましたが作曲家がおいで。現在、伊野町では平井康三郎記念館という話も持ち上がっている。また、伊藤神谷さんという名誉町民もおられる。こういった名誉町民の方の取扱いについては、どのようになされているかお伺いしたい。

氏原事務局次長：名誉町民のことについては、今日の議題の分科会では出てきておらず、事務局の方でも十分把握できていないという部分もある。そういったそれぞれの歴史等あるので、引き継いでいくべきであろうと考える。

議長：名誉町民、村民の項目は、次回に追加提案でお願いしたい旨事務局に願う。

畑山博行：了承

土居美代子：33ページの婦人会活動の役員構成について、「副会長1名」を「3名」に「幹事」を「監事」に訂正をお願いしたい。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第37号 社会教育関係の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：第10回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程及び協議事項について説明する。協議事項については、調整作業の進捗状況により、若干変更がある場合もあることを了承願う。

第11回及び第12回協議会の日程変更について

第11回協議会は、変更前の日時「平成15年11月28日（金）午後2時～」を「平成15年11月21日（金）午後2時～」に、「吾北村中央公民館2階大ホール」を「本川村プラチナ交流センター」に、第12回協議会は、変更前の日時「平成15年12月26日（金）午後2時～」を「平成15年12月19日（金）午後2時～」に、「本川村プラチナ交流センター」を「吾北村中央公民館2階大ホール」に変更の旨説明する。

「夢あふれる新しい町“いの”」をテーマにした応募作品について

絵画は、伊野、下八川、長沢小学校の1～2年生から、68点。作文は、伊野、川内、下八川小学校の6年生から、59点。伊野中学校の1, 2, 3年生から、76点の応募があり、入賞作品について選定中の件報告する。

議長：何かご質問はありませんか。

中平一三：新町の地番についてどのような取扱いになるのか問う。

車庫証明の説明について、第4回協議会での説明内容と、協議会だよりの第8号の記載と異なることについて問う。

合併後の郡の取り決めはどうなるか、警察、土木事務所、保健所、社会保険事務所等土佐郡と、吾川郡で官公署の管轄エリアはどう変わるのか問う。

本山事務局長：番地の取扱いについては、大字を含めて下は変更なしということをご理解いただきたい。

土居内計画班長：車庫証明については、8月の協議会だよりで、町名変更に伴う住所変更の手続きとしまして、自動車保管場所証明書（いわゆる車庫証明）について、載せさせて頂いており、ここでは、「車庫証明の適用区域は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令・附則第2項で「その区域は、平成12年6月1日における区域とする。」と定められており、平成12年6月1日における市町村の区域で判断されます。したがって合併により「いの町」となる吾北村、本川村につきましては、法律により適用区域の改正がなされるまでは、車庫証明の必要はなく、車両購入及び転入に際しての車庫証明は今までどおりです。」と広報させて頂いている。

合併して、市あるいは町となる場合については、軽自動車を除く車両で合併以後に新たに購入若しくは登録等する際には、基本的に車庫証明が必要となるが、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」が、平成12年6月1日現在を基準として、

車庫証明が必要な区域を定めているため、法が改正されることにより、この基準日が改正されない限り、合併後においても吾北地域及び本川地域においては、車庫証明の必要がない。逆に言えば、合併後に、この基準日が改正されると、いの町全域で車庫証明が必要ということになる。

4月の協議会では、合併して町となるので、合併後に、旧吾北村、旧本川村の住民の方が、新たに自動車を取得する場合は、車庫証明が必要となるといったご報告をさせて頂いたが、この時点では、平成12年6月1日の基準日の解釈が充分ではなかったため、正しい内容として、8月の協議会日より住民の皆様にご報告させて頂いたものである。なお、協議会での報告事項の訂正につき、充分でなかったことについては、この場でお詫び申し上げる。

○隅田明（高知県合併支援室長）：③「郡」は住居表示に伴うもので、変更の手続きについては先の報告のとおり、県議会の議決を経て県知事が決定するものである。官公署等の管轄については現時点では決定されておらず、検討中である。

○議長：いつ頃方針が出るか問う。

○隅田明（高知県合併支援室長）：中村グループの合併期日である平成16年8月1日の動きに合わせて県の組織替えを行うのがベストだが、議決前では、難しいものもある。合併についてのみならず幅広い検討が必要で現状では検討段階である。

○議長：他に質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：「その他」について終了する旨宣告する。

○会長：活発なご議論がなされたこと、また、たくさんの方に傍聴においでいただいたことに対してお礼を申し上げます。着実に一つひとつ協議を重ね進んでおるので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、第9回協議会の閉会を宣言する。

【5 閉 会 午後4時12分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 10月 10日

議 長

堀 田 雄

署名委員

伊 藤 隆 茂

署名委員

伊 東 尚 毅